

## 新たな高速道路料金に関する基本方針

平成25年12月20日  
国土交通省

高速道路の料金については、社会資本整備審議会道路分科会 国土幹線道路部会の中間答申（平成25年6月25日）において、これまでの「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への転換を図ることとされたところである。

この方針に基づき、ネットワーク化が進みつつある高速道路がより一層有効利用されるよう、

①建設の経緯の違い等による区間毎の料金差を是正し、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準への整理を行う。

②大都市圏の料金については、環状道路整備の進捗を踏まえ、道路ネットワークの稼働率を最適化するため、ITS技術を活用しつつ、「世界一効率的な利用」を実現するシームレスな料金体系の構築を目指す。

に取り組むこととする。

これに先立ち、緊急経済対策として導入した料金割引は整理し、高速道路の料金割引全体を再編する。

現在の料金割引については、平成17年の道路公団民営化前後に導入した制度と、平成20年のリーマンショックなどによる景気低迷に対する緊急経済対策として導入した制度で構成されているが、このうち、後者の緊急経済対策実施のために確保している財源が平成25年度末で終了するため、料金割引を縮小せざるを得ない状況となっている。

また、これまでにいろいろな料金割引を導入したため、利用者からは「複雑で分かりにくい」との指摘があるほか、路線・区間によっては、平日の全ての時間帯で割引が行われた結果、割引効果が低くなり、利用者も値下げを実感しにくくなっている。

このため、国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、

①効果が高く重複や無駄のない割引となるよう見直し

②生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮

を基本的な考え方として、高速道路会社から提出された案を踏まえ、高速道路の料金割引全体を再編することとする。

なお、今後の料金割引については、道路公団民営化前後に導入した制度の財源の範囲内で行うことが基本であるが、これまで約5年間にわたって緊急経済対策としての割引が実施されてきたことから、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）に基づき、一定の期間、物流対策、観光振興の観点から激変緩和措置を講じる。

## 1. 3つの料金水準について

高速道路の料金水準については、普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別区間の3つの料金水準への整理を行うこととする。なお、これに伴う料金水準の引き下げは、高速道路債務の返済状況を踏まえ、実施することとして、引き下げ対象は、E T C利用が9割にも達することから料金徴収コストなどを考慮してE T C車とする。

### (1) 普通区間

普通区間の料金水準については、普通車で24.6円/km（以下料金については普通車を記載）を基本として、割高6区間（関越トンネル、恵那山トンネル、飛騨トンネル、阪和自動車道（海南～有田）、広島岩国道路、関門橋）、本四高速（陸上部）についても、同様とする。

### (2) 大都市近郊区間

大都市近郊区間の料金水準については、普通区間より割り増した現行の29.52円/kmを維持する。

### (3) 海峡部等特別区間

伊勢湾岸道路、東京湾アクアライン、本四高速（海峡部）の料金水準については、108.1円/kmとする。

## 2. 大都市圏の料金について

首都圏・阪神圏においては、環状道路の整備に合わせてシームレスな料金体系を導入するべく検討を進めることとし、それまでの間、首都高速については平成27年度まで、阪神高速については平成28年度まで、現行の料金を維持する。

### 3. 料金割引について

#### (1) NEXCO

NEXCOの料金割引については、実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引とするとともに、生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮して、これまで通りETC車を対象に、以下のとおり見直す。

##### ① 生活対策

- ・ 並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直して継続する。
- ・ 高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直して継続する。

##### ② 観光振興

- ・ 観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の普通車以下の休日割引について、割引率を3割として継続する。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成26年6月末までの間は、現行の割引率の5割を継続する。

##### ③ 物流対策

- ・ 主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続する。ただし、経済対策による激変緩和措置として、平成27年3月末までの間は、最大割引率を50%に拡充する。

##### ④ 環境対策

- ・ 並行する一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について、割引率を3割として継続する

##### ⑤ 東京湾アクアライン

- ・ 当分の間、千葉県による費用負担を前提に、現行の終日800円を継続する。

#### (2) 本四高速

本四高速については、緊急経済対策などにより実施された現在の割引後料金や他の交通機関への影響などを考慮して、生活対策、観光振興などの観点から、平日の通勤時間帯に多頻度に利用する車と土日祝日に利用する車（いずれも普通車以下のETC車に限る。）を対象に、現在の割引後料金を上回る区間については、現在の割引後料金を維持する。

### 4. その他

平成26年4月の消費税率8%への引上げに伴い、他の公共料金等と同様、高速道路料金についても、税負担を円滑かつ適正に転嫁する。